

宗像市議会
議長 吉田益美様

平成26年 7月 9日

建設産業常任委員会
委員長 石松 和敏

これらの成果を受けて、平成24年度から市の附属機関として「景観まちづくり検討委員会」を設置し、景観基本構想・景観計画・景観条例の策定に関する調査審議について諮問した。平成25年度から庁内をはじめ福津市・県の関係部局との協議を行い、景観まちづくり検討委員会での調査審議、パブリックコメントを経て、現在に至る。

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を宗像市議会委員会条例第37条の規定により報告します。

記

第40号議案 宗像市景観条例の制定について

本案は、良好な景観の形成を推進するための基本的な事項及び景観法の施行等に関して必要な事項を定めることにより、景観まちづくりを实践するため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1 制定の経過

平成19年に策定した都市計画マスタープランにおいて、都市景観形成の方針を掲げ、宗像大社をはじめとする歴史景観、田園や海辺を背景とした農漁村集落景観、さらには緑と共生した住宅地景観を市民の共有財産として大切にしてきた。平成21年度からは景観啓発事業に取組み、景観に関する市民意識アンケート、景観写真コンテスト、景観シンポジウムなどを実施。

2 条例の特徴

(1) 景観法に基づき条例で定めることが必要となる主な事項

- ・景観計画区域における、建築物の建築等・工作物の建設等・開発行為以外の届出対象行為の追加(土地の形質の変更・木竹の伐採・物件の堆積・特定照明)
- ・景観計画区域において届出対象外とする行為の規模(例・景観重点区域の区域内で建築物の延べ面積150㎡以下は届出不要)
- ・景観計画区域における特定届出対象行為
- ・準景観地区における制限対象行為と規模、制限内容、罰則など

(2) 景観法に定めはないが景観計画や景観法を施行するうえで必要となる主な事項

- ・勧告に従わない場合の公表
- ・届出前の事前協議
- ・景観アドバイザー・景観審議会の設置

上記(2)については、景観計画を持つ多くの自治体で導入されている。準景観地区に関することは、景観法によりすべて条例で定めることとなっている。準景観地区は、必要な事項を条例で定めることと合わせて、景観法に基づき準景観地区の名称や対象区域を告示することによって効力が発生する。景観計画上の行為の制限を施行する平成26年10月1日に合わせて告示を予定している。

【意見】

(賛成意見)

- ・個人の建物の建て替え等でトラブルにならないよう市民に景観条例があるということを周知徹底していただきたい。
- ・個人の財産権を規制する部分もあるので、十分協議して宗像全体の景観について対応してほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第41号議案 市道路線の変更について

本案は、道路法に基づき市道路線の変更について議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 今回変更の2路線は、荒開団地の建て替えに伴い、開発区域内の市道の位置が変わるので、路線の終点を変更するものである。
- 2 荒開1号線は、終点を牟田尻1048番1先から深田1021番2先に変更し、延長337メートルから延長198メートルに変更する。
荒開2号線は、終点を牟田尻780番2先から深田1029番先に変更し、延長266.5メートルから延長166メートルに変更する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第42号議案 市道路線の廃止について

本案は、道路法に基づき市道路線の廃止について議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 今回廃止の7路線は、荒開団地の建て替えに伴い、開発区域内の市道の位置が変わるので、路線を廃止するものである。
- 2 荒開4号線は、延長40メートル。荒開5号線は、延長94.1メートル。荒開6号線は、延長59.5メートル。荒開7号線は、延長57.5メートル。荒開9号線は、延長24.6メートル。荒開10号線は、延長23.2メートル。荒開11号線は、延長32.2メートル。以上の7路線が廃止となる。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第43号議案 宗像市東部観光拠点施設条例の制定について

本案は、宗像市東部観光拠点施設の設置及びその管理について必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 条例の主な内容は、拠点施設の名称、位置、施設で行う事業、開館時間、休館日、また、利用料金のほか、指定管理者による管理や業務、指定管理者選定の基準等について規定している。

2 施設の概要

- (1) 施設の概要 木造平屋建て
敷地面積 773.75 m²、建築面積 368.86 m²
- (2) 施設内訳 ホール、総合案内所・事務室、展示コーナー、サロン
厨房、和室(2部屋)、トイレ、坪庭、駐車場(3台)、
駐輪場(8台)
- (3) 開館時間 午前10時から午後5時まで
- (4) 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は翌日)
8月13日から8月15日まで
12月28日から翌年1月4日まで

3 施設の事業内容

- (1) 情報発信
観光情報の発信
市内の観光施設、宿泊施設、ウォーキング、トレッキング、イベント、
ツアー情報などの発信。
唐津街道を中心とした市東部の歴史的価値の発信
唐津街道赤間宿・原町、出光佐三、早川勇などに関する資料の展示や
ガイドによる歴史案内。
- (2) 人の交流
市内外観光客と地域の交流
サロンや和室でのお茶や時代料理による接待、赤間宿まつりなど地域の
まつりやイベント時の拠点利用
4地区コミュニティの交流
赤間・赤間西・吉武・南郷の4地区コミュニティの活動の連携による
人材の交流、地区内の大学や小中学校との交流・連携。
- (3) 地域連携
市内の観光施設やコミュニティとの連携
宗像市観光物産館をはじめ、市内の主要観光施設や4地区コミュニテ
ィとの情報共有・ツアー造成。

唐津街道沿線の地域連携

これまで交流のある前原宿、姪浜宿に加え、青柳宿、畦町宿などの
イベント等の連携、情報共有。

4 施設の組織体系

- (1) 経営委員会
赤間地区コミュニティ運営協議会会長、副会長、事務局長や館長など
で構成し、施設を統括する役割として、経営方針の決定、予算・決算の
決定を行う。
- (2) 運営委員会
館長を委員長とし、4地区コミュニティからの選出者、観光協会など
で構成。主に4地区や観光協会の意思を確認し、共有する目的で開催す
る。
- (3) 事業推進委員会
館長を委員長とし、食品部門や展示部門、イベント部門など各部門代
表者などで構成。事業や活動の実動部隊として、部門間の調整や各部門
の事業計画の精査を行う。
- (4) 事務局
館長1人、職員1人を配置予定である。

5 この条例は、施設オープン予定日である平成26年11月29日から
施行する。

【意見】

- (賛成意見)
- ・赤間など4地区のコミュニティと連携をとりながら、地域の意見を十分
に取り入れて、観光拠点として発展することを望む。
 - ・観光の回遊性を持たせ、宣伝・PRを行い、赤間全体の機運を高めてい
ただきたい。

(反対意見)

・歴史的な場所として旧街道を残す必要はある。しかし、まちなみや道路を直すことが先であり、施設については採算面、また、本当に拠点施設になりうるか、まだまだ十分な議論が必要である。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第44号議案 宗像市東部観光拠点施設の指定管理者の指定について

本案は、宗像市東部観光拠点施設の指定管理者の指定をするため、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 施設の名称 宗像市東部観光拠点施設
- 2 団体の名称等 赤間地区コミュニティ運営協議会
会長 前田 誠
宗像市赤間二丁目3番1号
- 3 指定の期間 平成26年11月29日から平成30年3月31日まで
- 4 指定管理料 40,000,000円(約3年4ヶ月)
- 5 非公募による選定について

赤間地区の地域の活性化が期待される施設であって、その地域に根ざした団体に管理運営を委ねることにより、事業効果が相当程度期待できることから、赤間地区コミュニティ運営協議会を非公募で選定し、指定するものである。

6 指定管理選定委員会について

- (1)委員会は、有識者4人に市民公募1人を加えた5人で構成している。
- (2)非公募であるので、採点を行わずに、提案内容、金額に関して期待される点、留意すべき点について意見を付して答申した。

【意見】

(賛成意見)

・指定管理者に責任を投げかけるのではなく、市が補足しながら、より良い方向へつくり上げていただき、地域の活性化につなげてほしい。

(反対意見)

・観光拠点としての展望が見えない。不安な要素が残ったまま指定管理を任せることには無理がある。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第45号議案 宗像市水産土木工事分担金徴収条例及び宗像市福岡県が施行する水産土木工事に係る分担金徴収条例の一部を改正する条例について

本案は、平成26年4月1日、漁協合併により新たな宗像漁業協同組合が誕生したことを受け、今後の漁協経営の効率化を推進するための合併支援策として、水産土木工事に要する費用のうち、受益者から徴収する分担金の率を見直すこと等に伴い、関係条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

水産土木工事に係る分担金の特例措置として、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間、分担金の率を漁港施設及びそ

の附属工作物工事で「100分の10」から「100分の5」、漁場整備施設工事で「100分の50」から「100分の5」とするものである。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第46号議案 宗像市大島開発総合センター条例を廃止する条例について

本案は、宗像市大島開発総合センターを廃止することに伴い、条例を廃止するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

宗像市大島開発総合センターは、平成22年度以降休館状態であり、平成24年度から公募による売却を試みたが、売却に至らず、建物の老朽化が進み、防犯・防災上の観点からも早期に解体することとした。解体後は当面の間、緊急避難所等に利用できる広場として整備する。

【意見】

(賛成意見)

- ・施設を解体し更地にした後は、公募・売却等を行い、有意義に活用していただきたい。教育施設等の誘致を計画し、教育のまちとなるようなPRができる場所になってほしい。
- ・地域の活性化につながるような、研修施設・教育施設が誘致できるよう努力していただきたい。